



必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

京都府最低賃金は **令和8年11月16日** から

時
間
額

1,180

58円
UP ↑

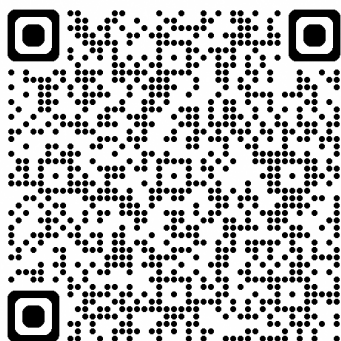
円

最低賃金制度とは？

- ・ 京都府最低賃金（地域別最低賃金）は、セーフティネットとして、京都府内のすべての使用者及び労働者に適用されます。
- ・ パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。
- ・ なお、特定の産業については、京都府最低賃金より高い金額で、特定（産業別）最低賃金が定められている場合がありますので、京都労働局ホームページをご確認下さい。

賃金を引き上げるための支援策はあるの？

- ・ 厚生労働省等では、賃金引上げを支援するための制度をご用意しております。
- ・ 支援制度の一覧を京都労働局ホームページに掲載しておりますので二次元バーコードからご覧ください。



- 賃金引き上げ特設ページについて
- 業務改善助成金について
- キャリアアップ助成金について
- 年収の壁・支援強化パッケージについて
- 京都働き方改革推進支援センターについて
- その他各種支援について

裏面もあります ▮

最低賃金との比較方法

労働者の1時間単位の賃金額を、最低賃金額と比較します。

① 時間給制の場合 ➡ 時間給 $\geq$ 最低賃金額

② 日給制の場合 ➡ 日給額 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

(補足) 日給制で日によって所定労働時間数が異なる場合、「日給額 $\div$ 1週間における1日平均所定労働時間数」で計算された数字を1日の所定労働時間とします。

③ 月給制の場合 ➡ 月給額 $\div$ 1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額

【例：年間所定労働日数 252日、所定労働時間 1日8時間、月給195,000円の方の場合】

- ・年平均1か月所定時間数は168時間(計算方法：8時間 $\times$ 252日 $\div$ 12)となります。
- ・③の式へ当てはめると、時間単位の賃金は、「月給額195,000円 $\div$ 1か月平均所定労働時間168時間=1,160.71…円」となります。したがってこの場合は、京都府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反しています。

④ 出来高払制その他の請負制(歩合制等)によって、定められた賃金の場合



出来高払制その他の請負制に $\div$ 当該賃金計算期間に出来高払制その他の
よって計算された賃金の総額 $\div$ 請負制によって労働した総労働時間数 $\geq$ 最低賃金額

最低賃金から除外される賃金

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日及び深夜手当(深夜割増賃金など)
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【最低賃金制度に関するお問い合わせ】

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
京都労働局 労働基準部 賃金室 TEL 075-241-3215

※最低賃金に関する労働相談につきましては事業所を管轄する監督署がお問い合わせ先となります。

京都上 労働基準監督署	TEL 075-462-5112
京都下 労働基準監督署	TEL 075-254-3196
京都南 労働基準監督署	TEL 075-601-8322
福知山 労働基準監督署	TEL 0773-22-2181
舞鶴 労働基準監督署	TEL 0773-75-0680
丹後 労働基準監督署	TEL 0772-62-1214
園部 労働基準監督署	TEL 0771-62-0567



最低賃金制度のマスコット

チェックマン